27. ひき船使用料

◎名古屋港タグ事業協同組合（名古屋港タグセンター）

（令和７年４月１日実施）

１．基本料金

（１）　１時間（単位：円）

区分	使用料			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
	3,000 屯未満	3,000 屯以上 8,000 屯未満	3,000 馬力未満	3,000 馬力以上
（イ） 執務時間内 ［08 時 30 分～17 時 15 分］ 但し休日［日曜日、国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに１月２日、３日及び 12 月 31 日をいう。］を除く	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
（ロ） 執務時間外 (04 時 45 分～08 時 30 分、17 時 15 分～22 時 15 分)及び（イ）の休日 ［04 時 45 分～22 時 15 分］	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
（イ） 執務時間外（深夜） ［22 時 15 分～04 時 45 分］	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

（２）1 時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の 5 割の額とする。

（３）日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び 12 月 31 日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料金（深夜を除く）と同額とする。

２．割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の 5 割を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の 5 割額を、係離作業以外の作業にあっては 10 割の額を加算する。

３．消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を加算する。

４．燃料調整費（BAF）

別紙、燃料調整費（BAF）料率表に定める。

名古屋港タグ事業協同組合
調整金料率表

令和８年８月１日実施

（１）BAF の見直しは３か月毎（年４回：１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）に行い、当組合ホームページ上にてお知らせする。

（２）BAF 算定の燃料油価格の（Ａ重油）は内港燃油市況価格を参考（１KL 当たり）とし、算定期間は、見直し月の前月を除く３か月間の平均価格とする。

（３）１時間当たりの調整金は、実施月から３か月間は固定料金とする。

（４）調整金料率表

３か月平均価格	80,000 円未満の場合	０円
	80,000 円～89,999 円	１時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	１時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	１時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円
	110,000 円～119,999 円	１時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	120,000 円～129,999 円	１時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	130,000 円～139,999 円	１時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	140,000 円～149,999 円	１時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降Ａ重油３か月平均価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意）・最初に１時間未満は１時間として計算する。１時間を超過した場合は、30 分毎に調整金の半額を加算する。（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

◎　三洋海事株式会社　　（令和７年６月１日実施）

１．日本製鉄岸壁利用船舶の場合

（１）基本料金（１時間につき）

区　　分	総トン数	使用料（単位：円）	
		3,000PS 未満	3,000PS 以上
		きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS) (1,912KW)	みかわ丸　あいち丸 わかさ丸　たはら丸 しま丸　やまと丸 いぶき丸 (3,500PS)(2,574KW)
基本時間帯 08：30～17：00 但し休日（日曜日、国民の祝日並びに１月２日、３日及び12月31日をいう）を除く	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	￥74,300 ￥84,900 ￥103,900 ￥103,900	￥84,900 ￥84,900 ￥103,900 ￥121,800
割増時間帯 05：00～08：30 17：00～22：00 及び休日 05：00～22：00	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	￥118,800 ￥135,800 ￥166,200 ￥166,200	￥135,800 ￥135,800 ￥166,200 ￥194,800
深夜割増時間帯 22：00～05：00	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	￥163,400 ￥186,700 ￥228,500 ￥228,500	￥186,700 ￥186,700 ￥228,500 ￥267,900

１時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の５割の額とする。

（２）割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶については、別途消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

（令和７年４月１日実施）

２．日本製鉄岸壁以外の場合（但し、飛島ふ頭南側コンテナターミナルは別に定める料金とする）

（１）基本料金（１時間につき）

区　　分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力による場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS)（1,912KW）	みかわ丸　あいち丸 わかさ丸　たはら丸 しま丸　やまと丸 いぶき丸 (3,500PS)（2,574KW）
基本時間帯 08：30～17：15 但し休日（日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日をいう）を除く	￥82,500	￥94,400	￥115,300	￥135,400
割増時間帯 04：45～08：30 17：15～22：15 及び休日 04：45～22：15	￥132,000	￥151,040	￥184,480	￥216,640
深夜割増時間帯 22：15～04：45	￥181,500	￥207,680	￥253,660	￥297,880

① １時間をこえる時間30分ごとの基本料金は、前項の５割の額とする。

② 時間外割増・・・割増時間帯は基本時間帯の６割増の額とする。
深夜割増時間帯は基本時間帯の 12 割増の額とする。

（２）割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶については、別途消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

３．飛島ふ頭南側コンテナターミナルの場合

（１）基本料金（１時間につき）

区　　分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力による場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS) (1,912KW)	みかわ丸　あいち丸 わかさ丸　たはら丸 しま丸　やまと丸 いぶき丸 (3,500PS) (2,574KW)
基本時間帯 08：30～17：15 但し休日（日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び 12 月 31 日をいう）を除く	￥78,400	￥89,700	￥109,600	￥128,500
割増時間帯 04：45～08：30 17：15～22：15 及び休日 04：45～22：15	￥125,440	￥143,520	￥175,360	￥205,600
深夜割増時間帯 22：15～04：45	￥172,480	￥197,340	￥241,120	￥282,700

①　１時間をこえる時間30分ごとの基本料金は、前項の５割の額とする。

（２）割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶については、別途消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

４．名古屋港　調整金料率表

令和８年８月１日実施

（１） BAF の見直しは、３か月毎（年４回：１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）に行い、弊社ホームページ上にてお知らせする。

（２） BAF 算定の燃料油価格（A 重油）は内航燃料油市況価格を参考（１KL 当たり）とし、算定期間は、見直し月の前月を除く３か月間の平均価格とする。

（３） １時間当たりの調整金は、実施月から３か月間は固定料金とする。

（４） 調整金料率表

平均価格	80,000 円未満の場合	０円
	80,000 円～89,999 円	１時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	１時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	１時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円
	110,000 円～119,999 円	１時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	120,000 円～129,999 円	１時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	130,000 円～139,999 円	１時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	140,000 円～149,999 円	１時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降Ａ重油市況価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意）・最初の１時間未満は１時間として計算する。１時間を超過した場合は 30 分毎に調整金の半額を加算する。（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

日本栄船株式会社（くまの・きよす・つしま丸・かりや丸・１３たましお）

（令和８年８月１日実施）

１．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

（１） 基本料金（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3000ps 以下	3000ps 以上
	3,000 屯未満	3,000 屯以上 8,000 屯未満	１３たましお (2,400ps) (1,764kw)	くまの　きよす つしま丸　かりや丸 (3500ps)(2,764kw)
（イ）　執務時間内 [08 時 30 分～17 時 15 分] 但し休日[日曜日、国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに１月２日、３日及び 12 月 31 日をいう。]を除く	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
（ロ）　執務時間外 （04 時 45 分～08 時 30 分、17 時 15 分～22 時 15 分）及び（イ）の休日[04 時 45 分～22 時 15 分]	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
（イ）　執務時間外（深夜） [22 時 15 分～04 時 45 分]	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

（２） １時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の５割の額とする。

２．割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割額を、係離作業以外の作業にあっては 10 割の額を加算する。

３．消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（四捨五入）を加算する。

４．燃料油価格調整金（BAF:Bunker Adjustment Factor）料率表

別紙、燃料油価格調整金（BAF）料率表に定める

2026年８月１日実施

日本栄船株式会社

燃料油価格調整金（BAF：Bunker Adjustment Factor）料率表

（１） 燃料油価格調整金（BAF）料率表

燃料油価格（KL当たり）	１時間当たりの調整金	30分当たりの調整金
80,000円未満	適用せず	適用せず
80,000円～89,999円	2,500円	1,250円
90,000円～99,999円	5,000円	2,500円
100,000円～109,999円	7,500円	3,750円
110,000円～119,999円	10,000円	5,000円
120,000円～129,999円	12,500円	6,250円
130,000円～139,999円	15,000円	7,500円
140,000円～149,999円	17,500円	8,750円
150,000円～159,999円	20,000円	10,000円
160,000円～	燃料油価格１万円上昇毎に 調整金を2,500円加算	１時間当たりの調整金の半額

（２） 調整金の見直し実施は、毎年１月１日、４月１日、７月１日、10月１日に行い見直し実施の前月にご案内いたします。
１時間当たりの調整金は、次回見直し実施までは固定料金とする。

（３） 見直し基準とする燃料油価格は、見直し実施月の前々月から遡った３カ月間の月間平均値を単純平均としたものとする。

（４） 燃料油価格は、全国の標準指標油価格を基準といたします。

（５） 燃料油価格調整金（BAF）は全ての船型に適用し、曳舟料金に付加します。
（押付、曳舟、通船作業含む）

（６） 最初の１時間未満は１時間として計算し、１時間超えた場合は、30分またはその端数ごとにBAFの半額を加算いたします。
BAFは時間外割増、休祭日割増等の割増料金の対象とはいたしません。
曳舟出動後に取消しとなった場合は、実働時間に対してBAFを申し受けます。

（７）免税される輸出取引以外は、消費税を申し受けます。

日本栄船株式会社（くまの・きよす・つしま丸・かりや丸・１３たましお）

（令和８年８月１日実施）

１．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

（１） 基本料金（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3000ps 以下	3000ps 以上
	3,000 屯未満	3,000 屯以上 8,000 屯未満	１３たましお (2,400ps) (1,764kw)	くまの　きよす つしま丸　かりや丸 (3500ps)(2,764kw)
（イ）　執務時間内 [08 時 30 分～17 時 15 分] 但し休日[日曜日、国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに１月２日、３日及び 12 月 31 日をいう。]を除く	¥78,400	¥89,700	¥109,600	¥128,500
（ロ）　執務時間外 （04 時 45 分～08 時 30 分、17 時 15 分～22 時 15 分）及び（イ）の休日[04 時 45 分～22 時 15 分]	¥125,440	¥143,520	¥175,360	¥205,600
（イ）　執務時間外（深夜） [22 時 15 分～04 時 45 分]	¥172,480	¥197,340	¥241,120	¥282,700

（２） １時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の５割の額とする。

２．割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割額を、係離作業以外の作業にあっては 10 割の額を加算する。

３．消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（四捨五入）を加算する。

４．燃料油価格調整金（BAF:Bunker Adjustment Factor）料率表

別紙、燃料油価格調整金（BAF）料率表に定める。

2026年８月１日実施

日本栄船株式会社

燃料油価格調整金（BAF：Bunker Adjustment Factor）料率表

（１） 燃料油価格調整金（BAF）料率表

燃料油価格（KL当たり）	１時間当たりの調整金	30分当たりの調整金
80,000円未満	適用せず	適用せず
80,000円～89,999円	2,500円	1,250円
90,000円～99,999円	5,000円	2,500円
100,000円～109,999円	7,500円	3,750円
110,000円～119,999円	10,000円	5,000円
120,000円～129,999円	12,500円	6,250円
130,000円～139,999円	15,000円	7,500円
140,000円～149,999円	17,500円	8,750円
150,000円～159,999円	20,000円	10,000円
160,000円～	燃料油価格１万円上昇毎に調整金2,500円加算	１時間当たりの調整金の半額

（２） 調整金の見直し実施は、毎年１月１日、４月１日、７月１日、10月１日に行い見直し実施の前月にご案内いたします。
１時間当たりの調整金は、次回見直し実施までは固定料金とする。

（３） 見直しの基準とする燃料油価格は、見直し実施月の前々月から遡った３カ月間の月間平均値を単純平均としたものとする。

（４） 燃料油価格は、全国の標準指標油価格を基準といたします。

（５） 燃料油価格調整金（BAF）は全ての船型に適用し、曳舟料金に付加します。
（押付、曳舟、通船作業含む）

（６） 最初の１時間未満は１時間として計算し、１時間を超えた場合は、30分またはその端数ごとにBAFの半額を加算いたします。
BAFは時間外割増、休祭日割増等の割増料金の対象とはいたしません。
曳舟出動後に取消しとなった場合は、実働時間に対してBAFを申し受けます。

（７） 免税される輸出取引以外は、消費税を申し受けます。

◎　名古屋汽船株式会社　〔みずほ丸・さかえ丸・さくら丸・なごや丸〕

（令和８年４月１日実施）

飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

１．基本料金

（１）１時間につき

区　分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	さかえ丸 みずほ丸 3,000PS 未満	なごや丸 さくら丸 3,000PS 以上
（イ）執務時間内 08時30分～17時15分	￥82,500	￥94,400	￥115,300	￥135,400
（ロ）執務時間外 04時45分～08時30分 17時15分～22時15分 （執務時間内の 60%増）	￥132,000	￥151,040	￥184,480	￥216,640
（ハ）執務時間外（深夜） 22時15分～04時45分 （勤務時間内の 120%）	￥181,500	￥207,680	￥253,660	￥297,880

①　１時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の５割の額とする。

②　日曜日、国民の祝日並びに１月２日、３日及び 12 月 31 日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外（深夜を除く）と同額とする。

２．割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては10割の額を加算する。

３．消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

調整金料率表

（1） BAF の見直しは３か月毎（年４回：１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）に行い、見直し価格につきましては郵便等にてお知らせいたします。

（2） BAF 算定の燃料油価格（Ａ重油）は燃料油購入価格等を参考（１KL 当たり）とし、算定期間は、見直し月の前月を除く３か月間の平均価格とします。

（3） １時間当たりの調整金は、実施月から３か月間は固定料金とする。

（4） 調整金料率表

燃料油購入平均価格	80,000 円未満の場合	0 円
	80,000 円～89,999 円	1 時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	1 時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	1 時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円
	110,000 円～119,999 円	1 時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	120,000 円～129,999 円	1 時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	130,000 円～139,999 円	1 時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	140,000 円～149,999 円	1 時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降Ａ重油価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意)・最初の１時間未満は１時間として計算する。

１時間を超過した場合は 30 分毎に調整金の半額を追加加算する。

（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

・燃料油購入価格は、弊社、購入先の情報等を指標としています。

◎　名古屋汽船株式会社　〔みずほ丸・さかえ丸・さくら丸・なごや丸〕

（令和８年４月１日実施）

飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

１．基本料金

（１）１時間につき

区　分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	さかえ丸 みずほ丸 3,000PS 未満	なごや丸 さくら丸 3,000PS 以上
（イ）執務時間内 08時30分～17時15分	￥78,400	￥89,700	￥109,600	￥128,500
（ロ）執務時間外 04時45分～08時30分 17時15分～22時15分 （執務時間内の 60%増）	￥125,440	￥143,520	￥175,360	￥205,600
（ハ）執務時間外（深夜） 22時15分～04時45分 （執務時間内の 120%増）	￥172,480	￥197,340	￥241,120	￥282,700

①　１時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の５割の額とする。

②　日曜日、国民の祝日並びに１月２日、３日及び 12 月 31 日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外（深夜除く）と同額とする。

２．割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては10割の額を加算する。

３．消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

調整金料率表

（１）BAF の見直しは３か月毎（年４回：１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）に行い、見直し価格につきましては郵便等にてお知らせいたします。

（２）BAF 算定の燃料油価格（Ａ重油）は燃料油購入価格等を参考（１KL 当たり）とし、算定期間は、見直し月の前月を除く３か月間の平均価格とします。

（３）１時間当たりの調整金は、実施月から３か月間は固定料金とする。

（４） 調整金料率表

燃料油購入平均価格	80,000 円未満の場合	0 円
	80,000 円～89,999 円	1 時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	1 時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	1 時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円
	110,000 円～119,999 円	1 時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	120,000 円～129,999 円	1 時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	130,000 円～139,999 円	1 時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	140,000 円～149,999 円	1 時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降Ａ重油価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意)・最初の１時間未満は１時間として計算する。

１時間を超過した場合は 30 分毎に調整金の半額を追加加算する。

（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

・燃料油購入価格は、弊社、購入先の情報等を指標としています。

◎　グリーン海事株式会社　〔13 たましお・ちたしお・いせしお・くろしお〕

（令和８年８月１日実施）

１．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

（１）基本料金（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	13 たましお (2,400ps)(1,764kW)	ちたしお いせしお くろしお (3,500ps)(2,574kW)
執務時間内 08：30～17：15	￥82,500	￥94,400	￥115,300	￥135,400
執務時間外 04：45～08：30 17：15～22：15	￥132,000	￥151,040	￥184,480	￥216,640
執務時間外（深夜） 22：15～04：45	￥181,500	￥207,680	￥253,660	￥297,880

①　1 時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。

②　日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料（深夜を除く）と同額とする。

（２）割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の 10 割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

（５）　燃油調整費（ＢＡＦ）

別紙、燃油調整費（ＢＡＦ）料率表に定める。

◎　グリーン海事株式会社　〔13 たましお・ちたしお・いせしお・くろしお〕

２．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

（１）基本料金（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	13 たましお (2,400ps)(1,764kW)	ちたしお いせしお くろしお (3,500ps)(2,574kW)
執務時間内 08：30～17：15	￥78,400	￥89,700	￥109,600	￥128,500
執務時間外 04：45～08：30 17：15～22：15	￥125,440	￥143,520	￥175,360	￥205,600
執務時間外（深夜） 22：15～04：45	￥172,480	￥197,340	￥241,120	￥282,700

①　1 時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。

②　日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料（深夜を除く）と同額とする。

（２）割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の 10 割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

（４）燃油調整費（ＢＡＦ）

別紙、燃油調整費（ＢＡＦ）料率表に定める。

グリーン海事株式会社

燃油調整費（ＢＡＦ）料率表

令和８年８月１日実施

（１） BAF の見直しは３か月毎（年４回：１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）に実施する。

（２） BAF の算出基準となる燃料油価格（Ａ重油価格）は、公示されている指標価格及び当社の調達価格（１KL 当たり）を基に、３ヶ月間の月間平均値にて確定する。

（３） １時間当たりの調整費は、実施月から３か月間の固定料金とする。

（４） 燃油調整費（BAF）料率表

燃料油購入平均価格	80,000 円未満の場合	0 円
	80,000 円～89,999 円	1 時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	1 時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	1 時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円
	110,000 円～119,999 円	1 時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	120,000 円～129,999 円	1 時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	130,000 円～139,999 円	1 時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	140,000 円～149,999 円	1 時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降Ａ重油価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意）・最初の１時間未満は１時間として計算する。１時間を超過した場合は 30 分毎に調整費の半額を加算する。（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

◎　ケイライン ポートサービス株式会社　〔愛鳳丸・名鳳丸〕　　（令和７年４月１日実施）

１．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

（１）基本料金

ひき船の馬力による区分（１時間につき）

ひき船名	定格馬力		使用料（単位：円）		
			執務時間内	執務時間外	執務時間外（深夜）
	(PS)	(KW)	08時30分～17時15分	04時45分～08時30分 17時15分～22時15分	22時15分～04時45分
愛鳳丸 名鳳丸	3,500 3,500	2,574 2,574	￥135,400	￥216,640	￥297,880

使用船舶の総トン数による区分。但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）		
	執務時間内	執務時間外	執務時間外（深夜）
	08時30分～17時15分	04時45分～08時30分 17時15分～22時15分	22時15分～04時45分
3,000 トン未満	￥82,500	￥132,000	￥181,500
3,000 トン以上 8,000 トン未満	￥94,400	￥151,040	￥207,680

①　１時間をこえる時間30分まで毎の基本料金の額は、前各号の基本料金の５割の額とする。

②　日曜日、国民の祝日並びに１月２日、３日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料（深夜を除く）と同額とする。

（２）割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

（４）燃料調整費

別紙、燃料調整費（BAF）料率表に定める。

◎　ケイライン ポートサービス株式会社　〔愛鳳丸・名鳳丸〕

１．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

（１）基本料金

ひき船の馬力による区分（１時間につき）

ひき船名	定格馬力		使用料（単位：円）		
			執務時間内	執務時間外	執務時間外（深夜）
	(PS)	(KW)	08：30～17：15	04：45～08：30 17：15～22：15	22：15～04：45
愛鳳丸 名鳳丸	3,500 3,500	2,574 2,574	￥128,500	￥205,600	￥282,700

使用船舶の総トン数による区分。但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）		
	執務時間内	執務時間外	執務時間外（深夜）
	08：30～17：15	04：45～08：30 17：15～22：15	22：15～04：45
8,000 トン未満	￥89,700	￥143,520	￥197,340
8,000 トン以上 20,000 トン未満	￥109,600	￥175,360	￥241,120

① １時間をこえる時間30分まで毎の基本料金の額は、前各号の基本料金の５割の額とする。

② 日曜日、国民の祝日並びに１月２日、３日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料（深夜を除く）と同額とする。

（２）割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その作業が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

（４）燃料調整費

別紙、燃料調整費（BAF）料率表に定める。

調整金料率表

（１） BAF 算定の燃料油価格（Ａ重油）は国内石油製品市況（スポット価格）を参考（１KL 当たり）とする。

（２） 見直しは四半期毎（１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）とし、見直し月の前月を除く３か月間の平均価格とする。

（３） １時間当たりの調整金は、実施月から３か月間は固定料金とする。

（４） 調整金料率表

平均価格	80,000 円未満の場合	0 円
	80,000 円～89,999 円	１時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	１時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	１時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	110,000 円～119,999 円	１時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	120,000 円～129,999 円	１時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	130,000 円～139,999 円	１時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降スポット価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意）・最初の１時間未満は１時間として計算する。１時間を超過した場合は 30 分毎に調整金の半額を加算する。（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。